

五島をつなぐ ～支庁の窓～

令和6年 11 月 (No.78)

大島支庁産業課

大島支庁産業課農務担当では、農業振興や農地の保全に関する業務を行っています。今回は「農地」についてご紹介します。

法律では「耕作の目的に供される土地」を「農地」と定義し、様々な保護や規制の対象としています。一方で、耕作されなくなった農地は、一般的に遊休農地や耕作放棄地等と呼ばれています。耕作されなくなる原因は様々ですが、耕作する方の高齢化や担い手の不在といった理由が多いと考えられます。

遊休農地の増加は島しょ地域に限らず全国的な傾向ですが、地域の農地を守ることや食料の安定供給確保といった観点から大きな課題とされており、これまで、農地の貸し借りを円滑に進める「農地バンク」といった制度も創設されています。

支庁では、町村や農業委員会、農業団体等との連携を図りながら、農業者の支援、農地の保全・活用、担い手の確保・育成といった施策を通じ、持続可能な農業の実現や地域の農地を守るための取組を進めてまいります。

担 当：大島支庁産業課農務担当（2）4433